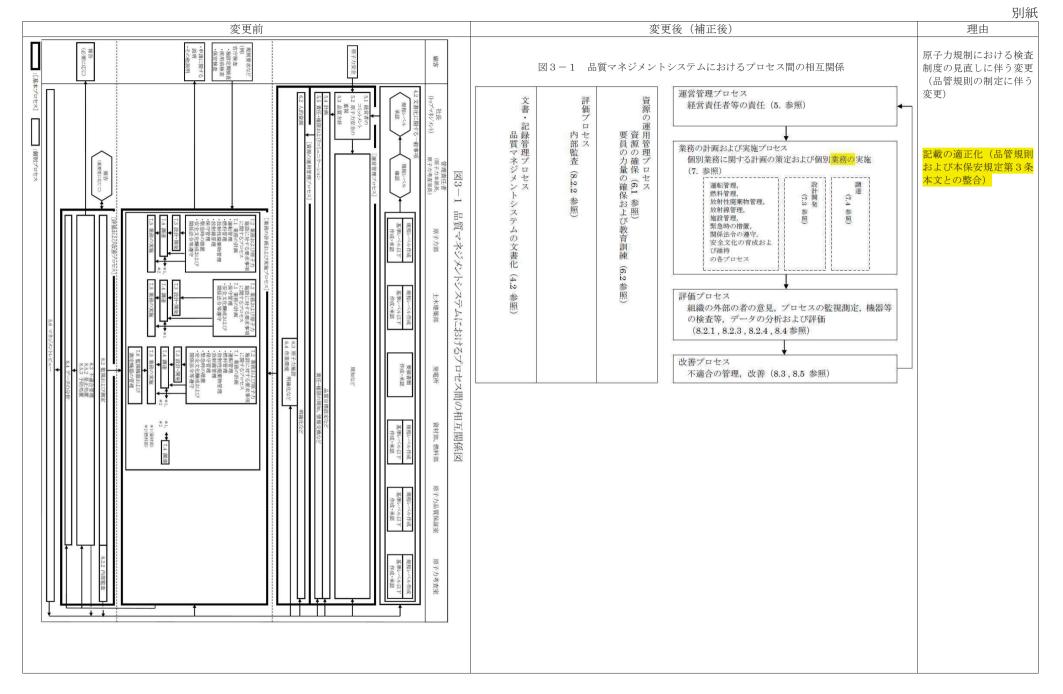
2020年8月11日 東北電力株式会社

女川/東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応リスト

No.	女川 条文	東通 条文	条文名	補正前	補正後	補正理由	備考
1	3/ 203	3	品質マネジメ ントシステム 計画	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書 <u>の</u> 管理	記載の適正化 (品管規則との整合)	
2	3/ 203	3	品質マネジメ ントシステム 計画	7.4.2 調達物品等要求事項(1)g. その他調達物品等に <mark>関し</mark> 必要な要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項(1)g. その他調達物品等に必要な要求事項	記載の適正化 (品管規則との整合)	
3	3/ 203	3	品質マネジメ ントシステム 計画	図3-1/図203-1 個別業務に関する計画の策定および個別業務 <u>計</u> 画の実施	図3-1/図203-1 個別業務に関する計画の策定および個別業務の 実施	記載の適正化 (品管規則,保安規定第3条「7.個別業務 に関する計画の策定および個別業務の実 施」との整合)	別紙(p. 3)参照
4	3/ 203	3	ントシステム	表3-1/表203-1 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 原子力QMS 業務の計画および実施要領	表3-1/表203-1 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 <u>8.2.3</u> 原子力QMS 業務の計画および実施要領		別紙(p.4)参照 6/17ヒアリン グでご説明済
5	3/ 203	3	ントシステム	表3-1/表203-1 8.3 8.5.2 8.5.3 原子力QMS 改善措置活動要領 ^{※1}	表3-1/表203-1 <u>8.2.3</u> 8.3 8.5.2 8.5.3 原子力QMS 改善措置活動要領 ^{※1}	「8.2.3 プロセスの監視測定」は,監視測 定の結果に基づく改善等を含んでおり,必 要な二次文書と紐づける	別紙(p.5)参照 6/17ヒアリン グでご説明済
6	5/ 205	5	保安に関する 職務	1. (2), (3) 管理責任者	1. (2), (3) <u>品質マネジメントシステム</u> 管理責任者	記載の適正化 (本保安規定第3条,第4条との整合)	
7	9	9	原子炉主任技 術者の職務等	表 9 - 2 予防保全を目的とした <u>点検・保修</u> を実施する場 合	表 9 - 2 予防保全を目的とした <mark>保全作業</mark> を実施する場合	記載の適正化 (女川第75条,東通第73条の補正に伴 う変更)	変更比較表を 追加
8	24	_	ほう酸水 注入系		※1:主要な手動弁と電動弁とは,…(主要な 電動弁については,第2項(6)に <mark>おいて</mark> も同 じ。)。	記載の適正化 (表現の統一。東通は申請時から「おい て」)	
9	27	27	計測および 制御設備	※4:本条における論理回路機能の確認は,…	※4:本条における論理回路機能の確認 <u>と</u> は, …	記載の適正化	
10	73	71	運転上の制限 の確認	…(事故時等の条件を模擬できない場合におい ては,実条件性能確認に相当する…	…(事故時等の条件を模擬できない場合 <u>等</u> にお いては,実条件性能確認に相当する…	記載の適正化 (保安規定審査基準との整合)	

No.	女川 条文	東通 条文	条文名	補正前	補正後	補正理由	備考			
11	75	73	予防保全を 目的とした 保全作業を 実施する場合	タイトル, 1, 2, 4, 5項, ※2 「 <u>点検・保修</u> 」	タイトル, 1, 2, 4, 5項, ※2 「 <u>保全作業</u> 」	記載の適正化 (用語の統一)				
12	76	74		2項:「 <u>保修作業</u> 」 3項:「 <u>点検・保修</u> 」	「 <u>保全作業</u> 」に統一する。	統一する。 統一する。 ジ変更) 記載の適正化 (女川第75条,東通第73条の補正に伴う ジ変更)				
13	83	81	燃料の 取替実施計画		2原子力部長は,取替炉心ごとに原子炉の 運転履歴および燃料配置等の変動によって生じ る炉心特性の変化を <u>考慮</u> し,…	記載の適正化 (評価は本項第1号で規定するため記載変 更)				
14	_	83	燃料移動	理由 記載の適正化 <u>(女川との整合)</u>	理由 記載の適正化	記載の適正化				
15	107/ 307	105		 6.2 設計および工事の計画の策定 ※3:法令に基づく必要な手続きとは,…(以下,<u>本条および</u>第121条において同じ。) 	 6.2 設計および工事の計画の策定 ※3:法令に基づく必要な手続きとは、…(以下,第121条において同じ。) 	記載の適正化 (本条において同一の用語が登場しないた め削除。東通は第121条→第119条に 読み替える。)				
16	121	119	記録	表121-4 2. (16)監視測定のための設備に係る要求 事項への不適合が判明した場合における,従前 の監視測定の結果 <u>に</u> 妥当性を評価した記録	表121-4 2. (16)監視測定のための設備に係る要求 事項への不適合が判明した場合における,従前 の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	記載の適正化 (東通は表121-4→表119-4に読 み替える。)				
17	203	_	品質マネジメ ントシステム 計画	7.2.1 (1)組織 <u>外</u> の外部の者	7.2.1 (1)組織の外部の者	記載の適正化 (品管規則との整合)				
18	287 の2	—	頻度の定義	本章でいう測定頻度に関する考え方は,表287 の2のとする。	本章でいう測定頻度に関する考え方は,表287 の2の <u>とおり</u> とする。	記載の適正化				
19	307	_		3.保全対象範囲の策定 廃止措置計画で定める <u>廃止措置期間中に機能を</u> <u>維持すべき設備</u>	3.保全対象範囲の策定 廃止措置計画で定める <u>性能維持施設</u>	記載の適正化 (実用炉規則との整合)				



	変更	前		変更後(補正後) 表3-1 一次・二次文書一覧表					理由	
	表3-1 一次・	二次文書一覧表								
保安規定第3条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	<u>全項目</u>	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	(品管規則の制定に伴う
保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	変更)
4.1 <u>6.3</u>	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	4. 1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	
4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 1	—	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 1	—	
<u>4.2.1</u> 4.2.3 4.2.4	文書管理·記録管理要領 ^{*1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 2	第 121 条		4 原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{※1}	(原子力品質保証室)	原品 4 - 2		
5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	_	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	—	
5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	—	5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	—	
5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条〜第9条の3	5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条〜第9条の3	
5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4		5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4		
5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第6条,第7条	5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)		第6条,第7条	
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6		5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	—	
6. 2 <u>. 2</u>	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第 119 条,第 120 条	6.2	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領			第119条,第120条	
	原子力QMS 内部監査員の力 量,教育・訓練および認識要領	(原子力考査室)	原考6-1	—		原子力QMS 内部監査員の力 量,教育・訓練および認識要領	(原子力考查室)	原考6-1	—	
$\frac{6.4}{7.2.2}, \frac{7.1}{7.5}, \frac{7.2.1}{7.5}$	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 7 - 1	_		l 原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 7 - 1	_	「8.2.3 プロセスの監視 測定」は,監視測定の結 果に基づく改善等を含ん でおり,必要な二次文書 と紐づける
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第79条, 第85条,第88条, 第89条,第90条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 79 条, 第 85 条,第 88 条, 第 89 条,第 90 条	
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 19 条~第 21 条, 第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条,第 70 条, 第 73 条~第 75 条, 第 80 条~第 84 条, 第 86 条, <u>第 87 条</u>		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	$\begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} 19 \ \& \sim \ & 21 \ \&, \\ \hline \ & 323 \ \&, \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \end{array} \\ \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \\ \begin{array}{c} \end{array} \end{array} \\ $	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第88条~第92条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第87条~第91条	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<u>第 93 条~第 107 条</u>		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<u>第 92 条~第 106 条</u>	
			<u> </u>					<u> </u>		

	変更	夏前			変更後(補正後)					川祇 理由
保安規定第3条 記載項目	の二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	
7.1 7.5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	(B) $\frac{1}{2} \times 2$ <	7.1 7.5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原 7 — 5	(B) $E \neq A$	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	(原子力部)		第109条~第118条, 第122条		原子力QMS 原子力災害対策実施要領	(原子力部)	原7-6	第 109 条~第 118 条, 第 122 条	
	原子力QMS 安全文化醸成およ び関係法令等遵守に係る実施要領	-	7 – <u>1 2</u>	第2条の2 <u>,第2条の</u> <u>3</u>		原子力QMS 安全文化 <u>管理</u> 要領	実施部門の <u>品質マネジ メントシステム</u> 管理責 任者	7 – <u>2</u>	第2条の2	
7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	—	7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	—	
7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—	7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—	
7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—	7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—	
7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要 領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	_	7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要 領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	_	
8. 2. 1	原子力QMS 原子力安全達成状 況に係る外部の評価情報監視要領	(原子力品質保証室)	原品 8 - 1	—	8. 2. 1	原子力QMS 原子力安全達成状 況に係る外部の評価情報監視要領	(原子力品質保証室)	原品 8 - 1	_	
8. 2. 2	原子力QMS 内部監査要領 ^{※1}	原子力考查室長 (原子力考查室)	原考8-1	—	8. 2. 2		原子力考查室長 (原子力考查室)	原考8-1	—	
8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 8 - 2	_	8. 2. 3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 8 - 2	—	
8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	_	8. 5. 3	原子力QMS <u>改善措置活動</u> 要領 ^{※1}	(原子力品質保証室)		—	「8.2.3 プロセスの監視 測定した。監視測定の結
	5.3 原子力QMS <u>不適合管理・是正</u> <u>処置・予防処置</u> 要領 ^{*1}	(原子力品質保証室)	原品 8 - 3	—	8. 2. 4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原 8 - 1	—	測定」は,監視測定の結 果に基づく改善等を含ん
8.4	原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 8 - 4	第 10 条	8. 4	原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 8 - 4	第 10 条	でおり,必要な二次文書 と紐づける
× 1 : <u>JEAC4111</u>	<u>4.2.1 c)の対象</u> 文書を表す。				※ 1 : <u> </u>	<u> 求事項に基づき作成する</u> 文書る	王 承 り。			

別紙